

貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託受託契約書

〇〇運送株式会社（以下「甲」という。）及び△△物流株式会社（以下「乙」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第29条に基づき、甲が経営する貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について、次のとおり契約を締結する。

（業務の範囲）

- 第1条 甲は、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する甲の〇〇営業所（以下「甲営業所」という。）の業務のうち、午後〇時から翌日午前〇時までの間に行う乗務前及び乗務後点呼（対面によるものに限る。）、当該点呼に用いるアルコール検知器に係る業務（備付け、常時有効保持及び活用）並びに当該点呼の実施記録及び保存に係る業務（以下「受委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 受委託業務の対象となる運行の範囲は、別途定める。

（事故発生時の責任）

- 第2条 受委託に係る点呼（以下「受委託点呼」という。）を受けた甲営業所の運転者が交通事故を起こした場合、当該交通事故の対応は、被害者間の損害賠償も含めて、甲が行う。
- 2 前項の場合、甲は、乙の過誤により生じた損害については、乙に求償する権利を有する。

（委託料）

- 第3条 甲は乙に対し、受委託業務に要する費用及び管理の報酬（以下「委託料」という。）を支払う。なお、委託料の金額、支払時期等については別途定める。

（受委託点呼実施者等）

- 第4条 受委託業務は、乙の△△営業所（以下「乙営業所」という。）の運行管理者及び補助者が行うものとする。
- 2 乙は、次条第3項の規定に基づき甲から提出された名簿の運転者に対し、適切に受委託業務を実施できるよう十分な数の受委託業務の実施者（以下「受委託点呼実施者」という。）を確保しなければならない。
- 3 前項に規定する受委託点呼実施者の数は、乙営業所の事業用自動車の数に、甲営業所の事業用自動車のうち、受委託業務の対象とする事業用自動車の数を加算した数を30で除して得た数（1未満の端数は切り捨て）に1を加算して得た数以上とする。

4 受委託業務の実施場所は、〇〇市〇〇町〇丁目△△番地に所在する乙営業所施設内とする。

(受委託業務の対象運転者等)

第5条 受委託業務の対象となる甲営業所の運転者は、下記に掲げる運転者以外の運転者とする。

ア 過去5年間に事業用自動車を運転中に死亡事故又は2件以上の人身事故を惹起した者(いずれも第一当事者の場合に限る。)

イ 過去5年間に飲酒運転、無免許運転又は薬物運転を行った者(私用中を含む。)

※ 受委託業務の対象となる運転者を限定するか否か、どのような限定内容とするかは任意であり、この項における運転者の限定は例示である。

2 甲は、前項各号に該当する運転者について、受委託点呼を受けさせてはならない。

3 甲は、受委託業務の対象とする甲営業所の運転者の名簿を、あらかじめ乙に提出しなければならない。また、当該運転者に変更があった場合、甲は、速やかに変更した名簿を乙に提出しなければならない。

4 甲は、受委託業務の対象とする甲営業所の事業用自動車の数を、あらかじめ乙に通知しなければならない。また、当該事業用自動車の数に変更があった場合、甲は、速やかに変更した数を乙に通知しなければならない。

5 前項の事業用自動車の車庫は、〇〇市〇〇町△丁目〇〇番地に所在する甲営業所の車庫とする。

(緊急連絡体制表の提出)

第6条 緊急時の連絡を円滑に行うため、甲は、あらかじめ緊急時の連絡体制表を乙に提出しなければならない。また、当該体制表が変更となった場合、甲は、速やかに変更した体制表を乙に提出しなければならない。

(受委託点呼実施者の権限等)

第7条 受委託点呼実施者は、甲営業所の運転者に対し、受委託業務を遂行するために必要な指揮命令権を有する。

2 受委託点呼実施者が受委託業務を的確に遂行する上で甲に対し行う助言について、甲は十分に尊重しなければならない。

(物品等の調達・管理)

第8条 受委託業務に必要な物品等の調達及び管理は、乙の責任で行う。

2 受委託業務に必要なアルコール検知器は、乙で調達するとともに、当該アルコール検知器の常時有効保持義務については、乙が責任を有する。

(受委託業務の調査・管理)

第9条 甲は、乙が受委託業務を適切に行っているか否かを確認するため、定期的に調査を行わなければならない。この場合において、甲は、当該調査に必要な限度において、受委託業務の視察、受委託点呼実施者への質問、乙営業所の帳簿の閲覧等を行うことができる。

※ 調査の方法は、例示である。

- 2 甲は、前項の調査により、是正すべき事項を見つけたときは、乙に当該是正すべき事項を申し入れなければならない。
- 3 乙は、前二項の規定に基づき甲が行う調査等に協力しなければならない。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、受委託業務を第三者に委託してはならない。

(契約期間)

第11条 本契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了〇ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、乙は〇〇運輸局長の許可を取得した上で、更に〇年間本契約を延長するものとし、以後この例による。

※ 契約の更新の方法は、例示である。

(契約の終了)

第12条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、速やかに相手方に連絡しなければならない。この場合、乙は速やかに本契約の終了に係る手続を行わなければならない。

- (1) 第9条の規定に基づく調査の結果、乙が適切に受委託業務を行っていないことが判明したとき
- (2) 乙営業所が、安全性優良事業所としての認定を失効又は取り消されたとき

(3) 甲営業所が、安全性優良事業所としての認定を失効又は取り消されたとき

※ 甲が申請時にGマーク営業所だった場合の記述である。

(3) 甲営業所について、甲営業所の事業用自動車が第一当事者となる自動車事故報告規則第2条各号に掲げる事故を起こしたとき又は点呼の実施違反に係る行政処分を受けたとき

※ 甲が申請時にGマーク営業所ではなかった場合の記述である。

- (4) 甲営業所又は乙営業所のいずれかが、法第33条の規定による行政処分（許可の取消し又は事業停止処分に限る。）を受けたとき
- (5) 次条の規定により、契約を解除するとき

(契約の解除)

第13条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、その相手方は、催促その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別精算、民事再生手続若しくは会社更生手続の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
- (2) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売申立て、又は公租公課滞納処分を受けたとき
- (3) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
- (4) 自ら振出し又は引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等支払が停止されたとき
- (5) 相手方が本契約の各事項に違反したとき
- (6) 相手方に重大な過失又は背信行為があったとき
- (7) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

※ この条の規定は、通達に記載されていないものである。

(秘密保持及び個人情報の管理)

第14条 甲及び乙は、本契約に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また、受委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

- 2 甲及び乙は、受委託点呼を受ける甲営業所の運転者に係る個人情報について厳格に管理を行わなければならない。また、受委託業務に必要な範囲を超えて、これを使用、提供等してはならない。

(契約の履行)

第15条 甲及び乙は、信義に基づき誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項並びに契約内容及びその履行に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定する。

- 2 甲は委託する業務内容を変更する必要がある場合は、十分な時間的余裕を持って、乙と協議する。

※ この条の規定は、通達に記載されていないものである。